

つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例(案)の概要

「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。）」の規定により、平成 24 年 4 月より墓地等を経営しようとする場合は、市長の許可を受けなければならないとされている。

この条例では、「墓埋法」、「墓地経営・管理の指針について（平成 12 年生衛発第 1764 号厚生省通知）」及び関係法令等に基づき、市民の宗教的感情に配慮し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正な墓地等の経営が行われるよう許可基準を定めるとともに、経営許可を受けようとする場合は、近隣住民等の理解を得る努力を求め、墓地等の設置及び管理が支障なく行われるよう、許可申請を行う前に市長との事前協議及び近隣住民等に対する説明会の実施等への対応を義務化する。

墓地等の区域の変更及び廃止等を行う場合も、市長の許可が必要となる。

許可を受けようとする場合の手続き

1. 事前協議

- (1) 市長との事前協議 本申請予定日の 120 日前までに協議書を提出する。
- (2) 標識の設置 本申請の 90 日前までに設置する。
- (3) 近隣住民等※への説明会の開催 標識を設置し 30 日を経過した日以降に実施する。
開催は開催日の 14 日前までに通知する。

- (4) 説明会の 30 日後から近隣住民等との協議を開始する。

近隣住民等は、市長を経由し意見書を提出できる。

申請予定者は、意見書に対し見解書を、市長及び意見書提出者に送付し、10 日以内に協議を開始する。協議結果を 7 日以内に市長に報告する。

◎この協議が整った（理解を得るよう努めた）後でなければ、本申請は出来ない。

しかし、住民が反対していても、経営自体に問題がない場合、不許可とするのは難しい。

※ 近隣住民等とは 墓地、納骨堂・・・ 区域又は敷地の境界から水平距離で 200 メートル以内
火葬場 …… 敷地の境界から水平距離で 300 メートル以内
の土地または建築物の所有者又は使用者

2. 本申請から工事完了

- (1) 経営許可申請書の提出
- (2) 経営許可書の交付・不許可の通知
- (3) 工事着手届
- (4) 工事完了届
- (5) 工事完了検査
- (6) 工事完了検査済書の交付

3. その他

- (1) 立入検査
- (2) 勧告 事前協議を実施しない場合
- (3) 公表 勧告に従わない場合

設置者の基準

1. 地方公共団体
2. 公益社団法人又は、公益財団法人
3. 宗教法人
(2. 3. については、市内に登録された主たる事務所を引き続き2年以上有するもの)

設置場所の基準

1. 国道、県道、その他の主要道路、鉄道、軌道、住宅等が、区域又は敷地の境界から100メートル以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ・申請地の境界から100メートル未満の範囲内にある人家にあつては「所有者及び使用者」から、病院、学校、保育園、社会福祉施設その他の公共的な施設にあつては「施設の所有者及び経営者」から墓地等の経営について同意を得た場合
2. 墓地、火葬場にあつては、区域又は敷地の境界から、河川等との距離が20メートル以上離れていること。
3. 高燥であつて飲料水を汚染する恐れのない土地であること。
4. 納骨堂は、既存の墓地の区域内又は寺院等の境内地内であること。
5. 墓地等の用地は、自己所有地で抵当権等のないものであること。

構造・設備の基準

1. 墓地
 - (1) 区域の面積に応じ、境界の内側に2メートル以上の緑地帯を設け、その内側に1.8m以上の、墳墓が見えないような構造で、人畜が立ち入れないような障壁または垣根を設置すること。
 - (2) 墓地内の通路の幅員は、1.5メートル以上とし、緑地を適正に配置すること。
 - (3) 1墳墓あたりの区画の面積は、2平方メートル以上とする。
 - (4) 墓地内外に雨水・汚水等の排水設備を設けること。
 - (5) 管理事務所、便所、駐車場、給水設備及びごみ置場を設けること。
 - (6) 墓地の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。
2. 納骨堂
 - (1) 構造は、耐火構造とし、堂内の納骨設備には、不燃材料を用いること。
 - (2) 出入口及び堂内の納骨設備には、施錠装置を設けること。
 - (3) 堂内には、換気設備を設けること。
3. 火葬場
 - (1) 周囲を障壁又は、密植したかん木等の垣根を設けること。
 - (2) 火葬場の出入口には、施錠できる門扉を設けること。
 - (3) 火葬炉には、十分な能力を有する防臭及び防塵設備等を設けること。
 - (4) 場内には、管理施設、待合室、便所、駐車場、給水設備及びごみ置場ほか、必要な施設を設けること。